

---

**【議題 6】 2017 年度新任役員候補者選出方法指示の件【第 5 号議案】**

---

**審議・決議すべきこと：**

2017 年度新任役員候補者選出方法に関する社員総会からの候補者推薦委員会への指示の決議。

**事由（審議・決議が必要な理由）：**

候補者推薦委員会規程第 4 条の定めにより、候補者推薦委員会に対する新任役員の候補者選出方法は、社員総会が指示する必要があるため。

**添付資料：**

趣旨説明

以上

【議題 6 資料】

**【趣旨説明】 2017 年度新任役員候補者選出方法の指示について**

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下法人法）第 63 条、本会の定款第 24 条、および本会の役員選出規程第 3 条 1 項の定めにより、本会の役員は社員総会で選任されることになっています。

また役員選出規程第 3 条 2 項の定めにより、社員総会に推薦する役員候補者名簿は、理事会から独立した候補者推薦委員会が作成することになっています。

さらに本会の候補者推薦委員会規程第 4 条 4 項の定めにより、社員総会から「正会員からの立候補を求めること」を含む指示があった場合、理事会から独立した選挙管理委員会が立候補者を募った後、候補者推薦委員会はこの立候補の意思を尊重して役員候補者名簿を作成することになっています。

さらに候補者推薦委員会規程第 4 条 4 項の定めにより、社員総会から「候補者推薦委員会が選定した候補者を代議員の選挙により選出すること」を求める指示があった場合、候補者推薦委員会は上述により選定した役員候補者名簿を、あらかじめ理事会から独立した選挙管理委員会に託して代議員による選挙を行った後、役員候補者名簿を作成することになっています。

2017 年度新任役員の選出にあたっては、昨年度と同様に、前述の候補者推薦委員会規程第 4 条 4 項の定めに従い、「正会員からの立候補を求めること」を含む指示を行うことを、提案します。また、同規程第 4 条 4 項に定められた「あらかじめ代議員による選挙を行うこと」は、

- ・短い間隔で同じ代議員により同じ候補者に対し、2 回選挙と選任を行うことになる
- ・今年度は、定款第 5 条 6 項の定めにより 2017 年 1 月に代議員の改選があり時間的にも余裕がないので、今回も指示しないことを提案します。

なお、2017 年度新任役員の選出に関わるスケジュールは、おおむね以下の通りです。

1) 2016 年度（平成 28 年度）候補者推薦委員会および選挙管理委員会の設置	4 月初旬
2) 選出される役員の理事会決定	4 月中旬
3) 正会員に対し、役員候補への立候補および候補者推薦の依頼を告示	6 月初旬
4) 役員候補者立候補および推薦の締切	9 月中旬
5) 選挙管理委員会から候補者推薦委員会へ、立候補および推薦の結果の報告	9 月下旬
6) 候補者推薦委員会による役員候補者名簿の決定	12 月上旬
7) 社員総会での役員の選出	2017 年 2 月下旬

以上